

2018年9月11日

大阪国税局から更正通知書の受領と当社の対応について

パナソニック株式会社は、本日、大阪国税局（以下、当局）より、2016年3月期および2017年3月期の「法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書」を受領しました。当社としては、この更正処分を不服とし、速やかに不服申立て等の必要な手続きを行う予定です。

当社は、2017年8月から当局による税務調査を受けており、所得金額421億円に対して更正の指摘を受けました。その内、412億円が海外子会社の株式譲渡に関する指摘です。

当社は海外持株体制の再編を進めており^{※1}、パナソニック ノースアメリカ株式会社（PNA）の全株式を当社100%子会社であるパナソニック ホールディング オランダ有限公司（PHN）に譲渡しました^{※2}。

当該譲渡について、当局より、低廉譲渡であり時価との差額は国外関連者への寄附金に当たる、との指摘を受けました。

しかし、当社は、当該株式の譲渡価格は客観的な評価に基づく適正な時価であり、国外関連者への寄附金ではないと考えております。

従って、国際財務報告基準（IFRS）に基づく当社連結決算においては、当社は本件に関する追加の法人税を計上する予定はなく、2019年3月期連結業績への影響はありません。なお、日本基準に基づく当社単独決算においては、2019年3月期決算で法人税等に約60億円を計上する予定です。

※1:2016年12月22日付けプレスリリースで発表

※2:2017年3月16日付けプレスリリースで発表

以上